

豊月

旧体字

胃薬

さげさか作

予防接種後健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。



**予防接種(定期接種、臨時接種)による健康被害が生じた場合には、
予防接種法に基づく救済が受けられます。**

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

給付の種類

医療機関で医療を受けた場合

医療に要した費用(自己負担分)と医療を受けるために要した諸費用が支給されます(※1)。

医療費及び医療手当

障害が残ってしまった場合

障害児養育年金または障害年金
(18歳未満) (18歳以上)

亡くなられた場合

葬祭料、死亡一時金(※2)

高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。

(※1) 高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入院相当の場合に限ります。

(※2) 高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

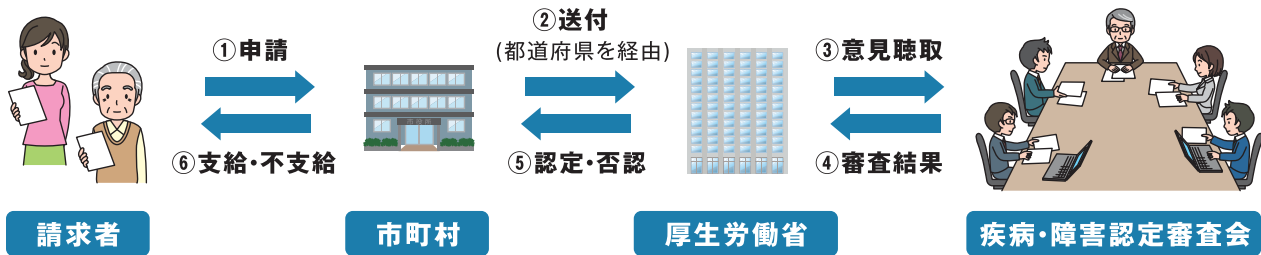
予防接種の副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹(はれ)などの比較的よく見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの健康被害と考えられる副反応があります。

しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種健康被害救済制度ではワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

給付の流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村から支給できるかどうかをお知らせします。

請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

予防接種後健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済

検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

予防接種健康被害救済制度

データ元：厚生労働省

2024年6月3日公表分まで

※新型コロナワクチンを除く

これまでの全てのワクチン
(期間：1977年2月～)

3,666 件認定

新型コロナワクチン
(期間：2021年2月～)

7,384 件認定

さらに①

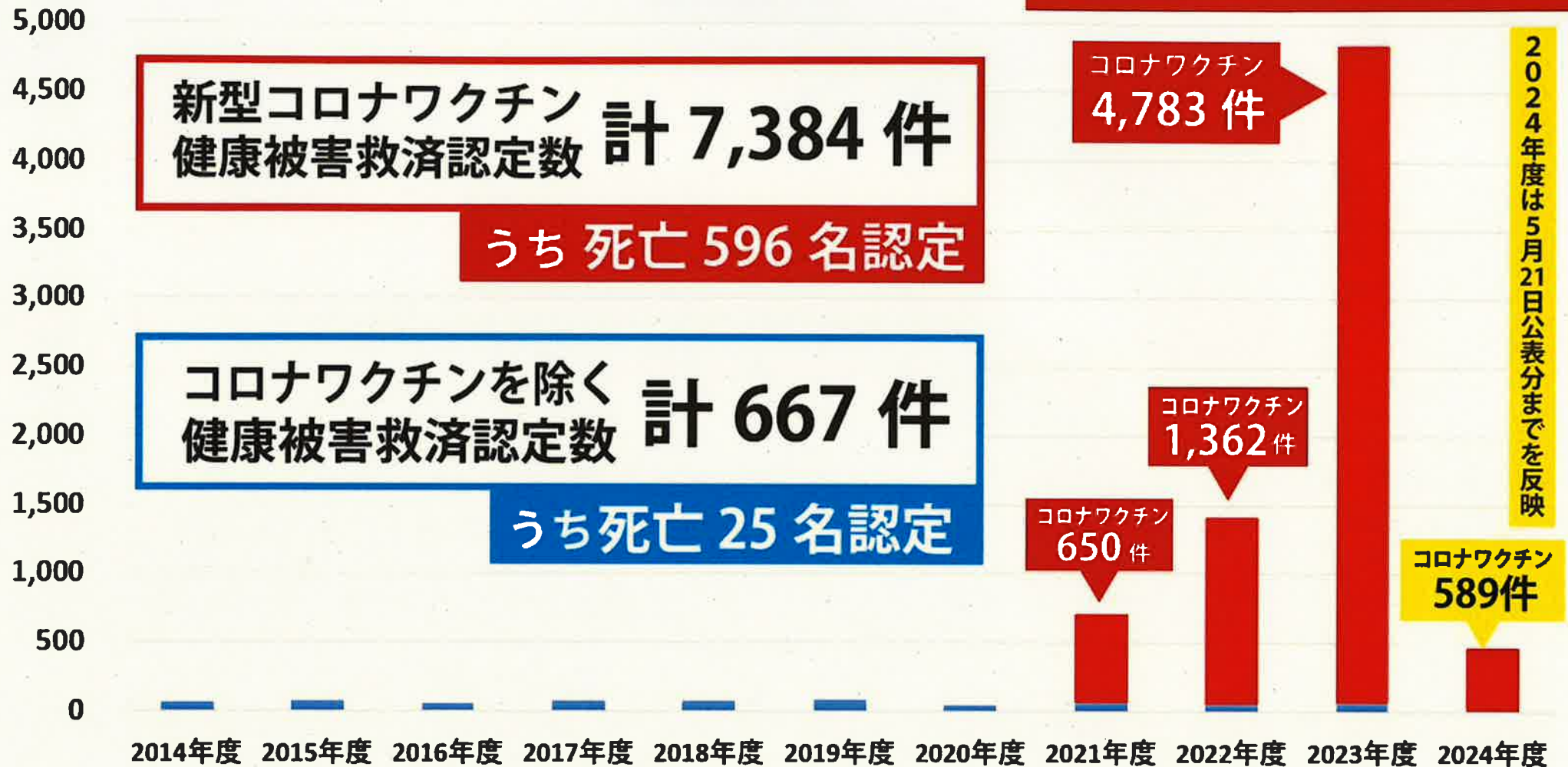
審査未了は 2,095 件（うち約 81% が認定か？）

さらに②

申請件数は、今なお毎月 300 ～ 400 件程度増えている。

予防接種健康被害救済制度 認定件数 年度単位 (厚生労働省公表)

新型コロナワクチン以外
新型コロナワクチン



予防接種健康被害救済制度

※新型コロナワクチンを除く

これまでの全てのワクチン
(期間：1977年2月～)

新型コロナワクチン
(期間：2021年2月～)

死亡認定数

2024年6月3日公表分まで

158件

596件

※新型コロナワクチン「死亡」申請

1,372件 →

認定 596件

否認 206件

審査未了

570件

予防接種健康被害救済制度 **死亡事例** 認定数

厚生労働省ホームページより集計

2024年6月3日時点



薬害を学ぼう



どうすれば防げるのか？



なぜ起こったのか？



島田市 HP 新型コロナ関連情報

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/anshin/kinkyu/corona/>

【参考 他自治体 HP】

大阪府泉大津市

新型コロナワクチン接種について

<https://www.city.izumiotu.lg.jp/kakuka/kenko/kenkodukuri/osirase/kennkoujyouhou/koronawakutinsessyu/index.html>

ワクチンの安全性と副反応について（報告件数・事例・副反応アンケート）

<https://www.city.izumiotu.lg.jp/kakuka/kenko/kenkodukuri/osirase/kennkoujyouhou/koronawakutinsessyu/7070.html>

新型コロナワクチン健康被害支援金と健康被害救済制度について

<https://www.city.izumiotu.lg.jp/kakuka/kenko/kenkodukuri/osirase/kennkoujyouhou/koronawakutinsessyu/9362.html>

愛知県一宮市

[こんな時は・・・ | 一宮市 \(city.ichinomiya.aichi.jp\)](http://city.ichinomiya.aichi.jp)

副反応が起きた時、副反応疑い報告（件数・症状・年代別・健康被害救済制度の申請件数）を HP に掲載

大阪府堺市

[新型コロナウィルスワクチン接種 堺市 \(sakai.lg.jp\)](http://sakai.lg.jp)

ワクチンの有効性と副反応、市内の副反応疑い報告の症状と件数等

埼玉県八潮市

[新型コロナウィルスワクチンの副反応疑い報告/八潮市 \(yashio.lg.jp\)](http://yashio.lg.jp)

八潮市内の健康被害疑い報告件数と事例の掲載

【起こされ始めた裁判】

73 歳男性がワクチン接種翌日に死亡…遺族が国などに損害賠償約 3200 万円求める訴え「患者の同意や安全性を確認する体制を構築しなかった」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/684717512d6bdf9221625681e851c1ee376e2cc>

新型コロナワクチン接種を受けた後でこの遺伝子組み換えワクチンに安全性の証明も有効性の証明もなかったことを知り、多大な精神的苦痛を受けたとして、11 人が国にそれぞれ 300 万円などの支払いを求める損害賠償請求訴訟を 5 月 31 日、東京地方裁判所に起こしました。

<http://blog.livedoor.jp/donnjinngannbohnn/archives/2062428.html>

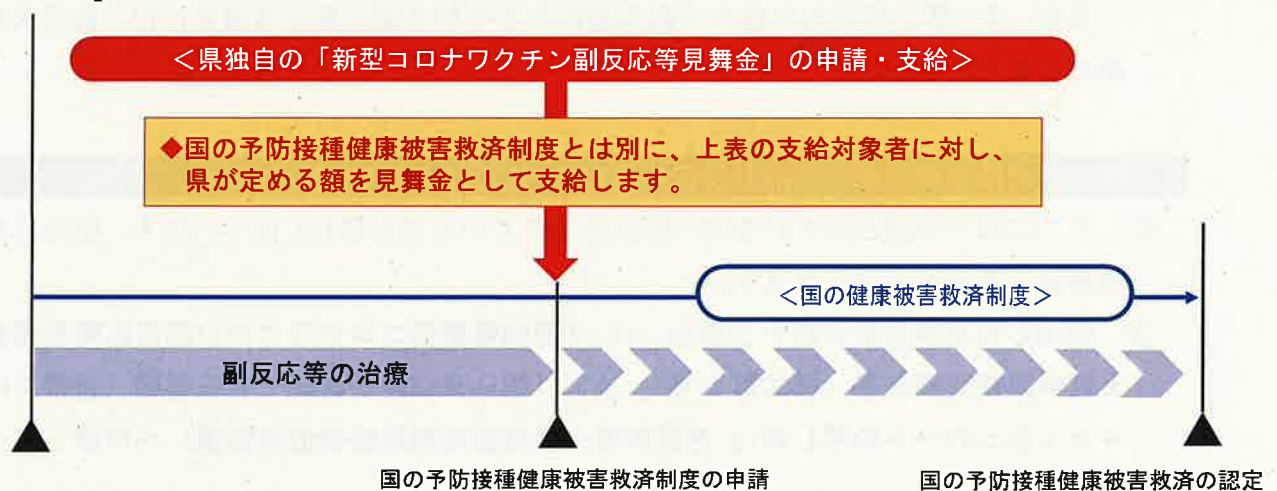
愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金について

- ◆ 医療費等の経済的負担を支援することを目的に、新型コロナワクチン接種後の副反応（副反応疑いを含む。以下「副反応等」という。）の症状により医療機関で治療を受けた県民の方を対象に、県独自の見舞金を支給いたします。

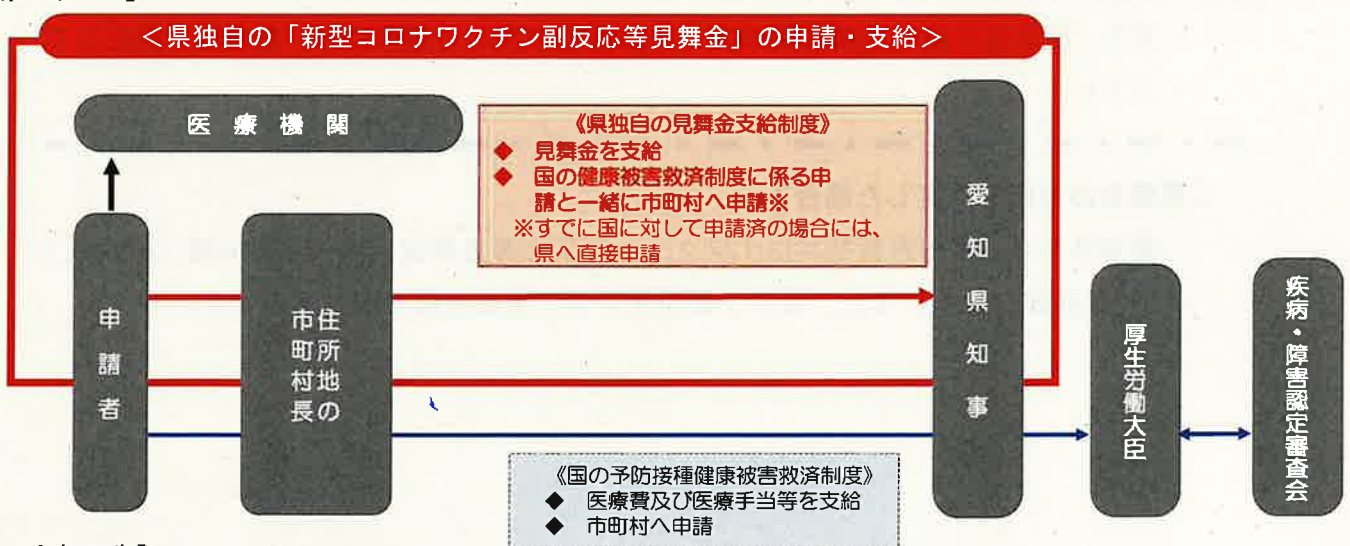
新型コロナワクチン副反応等見舞金の支給制度の概要

支給対象者	- 新型コロナワクチン接種の健康被害救済を目的として、予防接種法第15条に基づき国が実施する<u>予防接種健康被害救済制度の医療費を県内市町村へ請求し、当該市町村でその請求が認められた方</u> ※国の予防接種健康被害救済制度の請求に関する問い合わせは、お住まいの市町村までお願いします。
支給額	国の予防接種健康被害救済制度で請求した<u>健康保険等による支給の額を除いた医療費（自己負担分）の2分の1に相当する額</u>
申請方法	申請書の様式や記載方法等は、<u>県ウェブページを御確認ください。</u> (https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/hukuhannoutoumimaikin.html)

【制度のイメージ】



【申請スキーム】



【問い合わせ先】

愛知県新型コロナウイルス感染症 健康相談窓口／052-954-6272

愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金 申請から支払いまでの流れ

- 愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金（以下「副反応等見舞金」という。）の申請方法と申請から支払いまでの流れは以下のとおりです。
- 副反応等見舞金を申請される方は、以下に従って申請いただきますようお願いいたします。

1 これから国の予防接種健康被害救済の申請をする方

- ① 副反応等見舞金を申請する場合は、国の予防接種健康被害救済制度の医療費に係る請求と合わせて市町村の窓口に提出してください。
- ② 申請に必要な書類は、「愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）」及び「振込先口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカードの写し等）」です。

なお、その際、振込先口座の口座名義の方と申請者様が異なる場合には、委任状を提出してください。

2 国の予防接種健康被害救済制度の申請がすでに済んでいる方

- ① すでに国へ申請されている方（認定を受けている方を含む）についても、副反応等見舞金の支給が受けられます。
- ② 副反応等見舞金を申請する場合には、「愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）」及び「振込先口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカードの写し等）」を愛知県（感染症対策局感染症対策課）へ申請してください。

なお、申請書に記載する申請金額は、愛知県からご案内いたします。

また、振込先口座の口座名義の方と申請者様が異なる場合には、委任状を提出してください。

<見舞金の支給を決定した場合>

愛知県から「愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金支給決定通知書（様式第2号）」を通知します。また、後日、振込先口座に支給金額を振り込みます。

～新型コロナワクチン接種後に副反応疑いなどで健康被害を生じた方へ～

泉大津市新型コロナワクチン健康被害支援金について

新型コロナワクチン接種後に副反応（副反応疑いを含む）などで健康被害を生じ、国の予防接種後健康被害救済制度の申請をされる方を対象に、申請までにかかった医療費等の費用の一部を市独自の「支援金」として支給します。

●支給対象となる方（①②のいずれにも該当する方）

- ①新型コロナワクチン接種後に、副反応または副反応が疑われる症状を発症し、医療機関で治療を受けた市民
- ②国の予防接種後健康被害救済制度（※）の申請を泉大津市に行い、市が申請を認めた方

※国の予防接種後健康被害救済制度とは…

ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの比較的良好に起こる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が生じることがあります。極めてまれではあるもの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請窓口は泉大津市立保健センター（健康づくり課）になります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

泉大津市 健康被害 検索

●支給開始時期

令和4年10月1日から開始
※新型コロナワクチン接種開始時期（令和3年2月）にさかのぼり申請可能

申請には、書類の確認が必要になりますので、詳細は事前に下記までお電話ください。



●支給金額

国の予防接種後健康被害救済制度で請求した、健康保険等による支給額を除いた医療費（自己負担分）およびその申請に係る文書費用や選定療養費（自費）の4分の3に相当する額（一円未満の端数は切り捨て）

●支援金の申請に必要な書類

- ①泉大津市新型コロナワクチン健康被害支援金支給申請書兼請求書
※市ホームページからダウンロードできます。
- ②国の予防接種後健康被害救済制度の医療費に係る請求書類一式
※医療費・医療手当請求書、受診証明書、領収書、ワクチン接種済証、診療録（疾病の発病年月日など、医師が作成したもの）
- ③国の予防接種後健康被害救済制度申請に必要な診断書などにかかった文書費用や選定療養費がわかる領収書等
- ④振込先金融機関の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
※申請者と振込口座が異なる場合は委任状が必要になります。



●申請窓口・問合せ先

泉大津市立保健センター（健康こども部健康づくり課）
泉大津市宮町2番25号 電話 0725-33-8181
開館時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

